

尾張旭市監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和5年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

会計課

3 監査の期間

令和5年10月25日から令和5年11月29日まで

4 監査の方法

令和5年度（令和5年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

教育委員会（教育政策課、学校教育課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、文化スポーツ課）

3 監査の期間

令和5年10月25日から令和5年11月29日まで

4 監査の方法

令和5年度（令和5年9月30日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

(1) 備品購入契約事務において、完了検査に当たっての検査職員任命の手続が行われていない。（学校教育課）

(2) 排気設備保守点検業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を締結しているが、尾張旭市契約規則第25条に規定する随意契約によることができる委託業務の金額を超えている。（学校給食センター）

7 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付す。

現職研修については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により尾張旭市現職研修委員会と業務委託契約を交わし、委員会の構成員である市内小中学校の教諭が当該事業を担っているが、契約の方法等について検討されたい。（学校教育課）